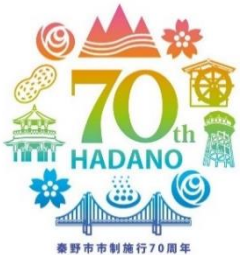


部長会議付議事案書（報告）

（令和6年4月1日）

提案課名 総合政策課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>市制施行70周年記念事業のテーマ、ロゴマーク、実施計画(当初版)について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>市制施行70周年記念事業の実施に向けて、「秦野市市制施行70周年記念事業基本方針」に基づき、テーマ、ロゴマークを決定し、記念事業の全体像をまとめた実施計画(当初版)を作成しましたので報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 テーマについて 「秦野市市制施行70周年記念事業市民企画会議」からの提案を踏まえ、次のとおり決定しました。 <b>「みんなでつなぐ 未来のHADANO」</b></p> <p>2 ロゴマークについて (1) ロゴマーク デザインの公募を行い、庁内及び市民投票による選考を経て、次の作品を記念ロゴマークとして決定しました。 (2) 使用に関する取扱要領 使用方法や遵守事項等について規定</p> <p>3 実施計画(当初版)について 事業全体を取りまとめた実施計画(当初版)を作成し公表します。</p> 	
<p>経過</p>	<p>令和5年 3月 基本方針を決定、職員プロジェクトチームを設置          // 5月～ 市民ワークショップ、市民企画会議（全3回）を開催          // 10月～ 庁内連絡調整会議を開催（現在までに3回開催）          // 11月 市民企画会議から市長に報告書を提出          // 12月 記念事業のテーマを決定          令和6年 1月 ロゴマークを公募          // 2月 ロゴマークの庁内連絡調整会議及び市民投票による選考          // 3月 ロゴマークを決定、実施計画(当初版)を決定</p>	
<p>今後の進め方</p>	<p>令和6年4月 1日 部長会議での報告後、テーマ、ロゴマークについて議員への情報提供、まほろば秦野通信を发出          4月15日 テーマ、ロゴマークについて広報はだの4月15日号で周知          4月16日 実施計画（当初版）について議員連絡会で報告          5月 1日 実施計画（当初版）について広報はだの5月1日号にて周知          ※実施計画(当初版)は、令和7年度予算議決後に改訂し、令和7年度事業を掲載します。</p>	

## 市制施行70周年記念事業のテーマ、ロゴマークについて

市制施行70周年記念事業基本方針に基づき、市制施行70周年（令和7年1月1日）に向けた機運醸成を図るため、シンボルとなるテーマ及びロゴマークを決定しました。

### 1 テーマについて

市民、学識経験者及び関係団体からの推薦を受けた者で構成される「秦野市市制施行70周年記念事業市民企画会議」から昨年11月に提出された「秦野市市制施行70周年記念事業に関する報告書」を踏まえて決定しました。

#### (1) テーマ

みんなでつなぐ 未来のHADANO

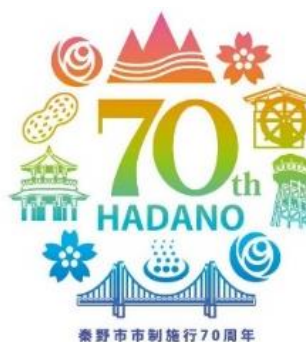
#### (2) テーマに込められた思い

「シンプルでわかりやすい」、「出身や年齢等を問わない」、「未来に向けたメッセージ」という3つのポイントを重視し、多様な市民のつながりや絆が再認識され、新たな未来につながるように、という思いが込められています。

### 2 ロゴマークについて

本年1月にデザインを公募（応募総数391点）、庁内連絡調整会議（政策部長及び各部等の庶務担当課長で構成）及び市民（市内在住、在学、在勤者）投票による選考を経て決定しました。

#### (1) ロゴマーク



#### (2) 応募者からの説明

「70th HADANO」を中央にシンプルに配置。まわりに自慢したくなる秦野市のいろいろをイラストで配置し、ご当地感を演出。スッキリとした印象のロゴマークです。

#### (3) 応募者

すずき ひさし  
鈴木 久 氏（岩手県盛岡市在住）

## 秦野市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱 要領

この要領は、秦野市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用の申込み等）

- 1 ロゴマークの使用を希望する者（承認を受けた使用内容を変更しようとする者を含む。）は、秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）申込書（第1号様式）に必要な書類を添付して申込みをし、あらかじめ承認を受けけるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 本市又は本市議会その他関係機関が使用する場合
  - (2) 本市の職員又は市議会議員その他の関係機関の職員の名刺に使用する場合
  - (3) 本市が共催又は後援をする行事等において、その共催又は後援を示す目的で使用する場合
  - (4) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
  - (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
  - (6) その他申込みを必要としない理由があると認める場合

（使用承認）

- 2 ロゴマークの使用が本市のPRにつながると認めるときは、秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。
  - (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
  - (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがある場合
  - (4) 特定の個人又は団体の営利又は宣伝のみを目的とする場合
  - (5) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関している場合
  - (6) その他使用について適当でないと認める場合

3 前項の規定により使用の承認をしない場合は、「秦野市制施行70周年記念ロゴマーク不承認通知書（第3号様式）」により申請者に通知する。

（使用上の遵守事項）

4 ロゴマークの使用上の遵守事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの転貸、改変等応用使用をしないこと。
- (2) ロゴマークの使用期限は、令和7年12月31日までとする。
- (3) 使用の申込みをしたときに記載した使用目的以外の使用を禁止する。
- (4) ロゴマークを使用した物品等は、完成後、速やかに本市に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) ロゴマークを使用した物品等を販売する場合の価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同額以下の価格とする。
- (6) ロゴマークを使用した物品等は、商標登録をしないこと。

（使用内容の変更）

5 第2項及び第3項の規定は、ロゴマークの使用内容を変更しようとする場合に準用する。

（使用承認の取消し）

6 使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認の取消しをすることができるものとする。この場合において、その取消しにより損害を生じることがあっても、本市は、その責任を一切負わないものとする。

- (1) この基準に違反し、又は違反することが判明した場合
- (2) 申請に虚偽又は不正があった場合
- (3) その他使用状況が不相当と認める場合

（ロゴマークの使用料）

7 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（ロゴマークを使用した物品等に関する責任）

8 ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等に関する一切の責任は、全てロゴマークを使用する者が負うものとする。

（損害賠償）

9 ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、本市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(事務担当)

1 0 ロゴマークに係る事務は、政策部企画主管課が担当するものとする。

(運用開始日)

1 1 この要領は、令和6年3月24日から運用する。

第1号様式（第2条関係）

秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）申込書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

申込者 住所又は所在地

団体名称

（代表者）氏名

電 話

秦野市制施行70周年記念ロゴマークの使用に当たり、次のとおり（使用内容の変更を）申込みます。

使用物品	
使用目的・使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	担当部署名： 担当者名： 電話番号： メール：
添付書類	1 ロゴマークを使用する物品 2 企画書等

備考 使用内容の変更の申込みの場合は、該当する欄にのみ、変更前・変更後の内容を記入してください。

F No. . . . ( )  
年 月 日

様

秦野市長

秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました秦野市制施行70周年記念ロゴマークの使用（変更）の申込みについては、次のとおり承認します。

使用目的 (変更内容)	
使用条件	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) ロゴマークの転貸、改変等応用使用はできません。</li><li>(2) ロゴマークの使用期限は、令和7年12月31日までです。</li><li>(3) ロゴマークの使用は、本通知書に記載された使用目的に限るものとし、目的以外の使用を禁止します。</li><li>(4) ロゴマークを使用した物品等は、完成後、速やかに本市に提出してください。ただし、提出が困難な物品等については、その写真の提出をもって代えることができます。</li><li>(5) ロゴマークを使用した物品等を販売する場合の価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同額以下の価格とします。</li><li>(6) ロゴマークを使用した物品等の商標登録はできません。</li><li>(7) ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等に関する一切の責任は、全て本通知書を受けた者が負います。</li><li>(8) 本通知書を受けた者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、本市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負いません。</li></ul>

（ 事務担当は、 課 担当です。  
電話番号 ）

第3号様式（第3条関係）

F No. ・ ・ （ ）  
年 月 日

様

秦野市長

秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました秦野市制施行70周年記念ロゴマークの使用（変更）の申込みについては、次のとおり不承認とします。

使用物品	
不承認の理由	

〔 事務担当は、 課 担当です。  
電話番号 〕



# 秦野市市制施行70周年記念事業 実施計画



～みんなでつなぐ 未来のHADANO～

令和6年3月 当初版作成

秦野市



## 1 基本理念

令和7年1月1日に市制施行70周年の節目を迎えることを契機として、本市の歩みを振り返るとともに、新時代へ向けて、「誰もが住んでみたい・住み続けたい元気溢れるふるさと秦野」を創造していくため、市民一体となった記念事業を実施します。

記念事業の実施に当たっては、SDGsの理念を踏まえた「誰一人取り残されない持続可能なまちづくり」という精神を全ての参加者が共有しながら、「ふるさと秦野」への誇りと愛着を醸成し、さらに魅力的な都市（まち）へと歩むことを目指します。

## 2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の基本方針に基づき事業を展開します。

- ① 秦野の歴史・文化を振り返り、理解を深めるものとします。《過去》
- ② 今に息づく秦野の魅力や地域資源を再発見し、発信するものとします。  
《現在》
- ③ 「誰一人取り残されない」秦野の未来を考えるものとします。《未来》

## 3 実施期間

市制施行70周年記念日である令和7年1月1日から1年間を実施期間とします。また、機運醸成を図るため、令和6年4月から12月までプレイベント期間を設けます。

## 4 テーマとロゴマーク

基本理念や基本方針を全ての参加者が共有し、機運醸成を図るため、シンボルとなるテーマ及びロゴマークを次のとおり決定しました。

### (1) テーマ

テーマについては、市民、学識経験者及び関係団体から推薦を受けた者により構成される「市民企画会議」からの提案を踏まえて、決定しました。

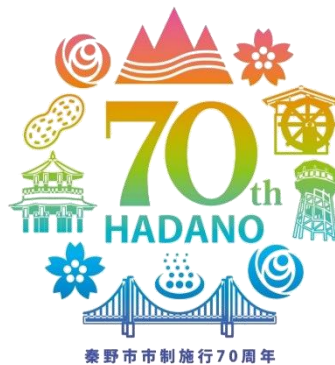
## みんなでつなぐ 未来のHADANO

～テーマに込められた想い～

「シンプルでわかりやすい」、「出身や年齢等を問わない」、「未来に向けたメッセージ」という3つのポイントを重視して、多様な市民のつながりや絆が再認識され、新たな未来につながるよう、想いが込められています。

### (2) ロゴマーク

ロゴマークのデザインを募集したところ、市内外から391点の応募があり、庁内及び市民投票による選考を経て、次のとおり決定しました。



～ロゴマークの説明～

「70th HADANO」を中央にシンプルに配置。まわりに自慢したくなる秦野市のいろいろをイラストで配置し、ご当地感を演出。スッキリとした印象のロゴマークです。

～製作者～

鈴木 久さん(岩手県盛岡市在住)

## 5 実施スケジュール

記念事業は、市制施行70周年を契機とした新規事業や、既存事業を拡充する事業を3つの基本方針に沿って実施します。

なお、令和7年1月1日から1年間を実施期間としますが、令和6年4月から12月までをプレイベント期間として一部事業を実施します。

※本実施計画に掲載している内容、開催時期等は予定であり、今後、変更や追加等が生じる可能性があります。

### (1) 令和6年度実施予定

No	事業名称	事業概要	担当課	実施時期（予定）	基本方針		
					①歴史・文化	②秦野魅力や地域資源	③秦野の未来
1	広報PR物品の作成	市制施行70周年を市民に周知するための広報PR物品を作成する。	総合政策課	令和6年7月～掲出	●	●	●
2	OMOTANライターによる効果的な情報発信	OMOTANライターを活用し、表丹沢の旬な情報や体験コンテンツなどをOMOTANホームページやInstagramで情報発信する。	はだの魅力づくり推進課	令和6年8月～市民等公募 9月～記事作成・発信		●	
3	HADANOカレンダー2025	市民等から秦野の写真を公募し、市制施行70周年のためにデザインした「HADANOカレンダー2025」を作成する。	広報広聴課	令和6年10月～販売	●	●	
4	第40回全国削ろう会秦野大会	「秦野名水」の豊かな水源と、これを育む森林を次世代に引き継ぐため、木材の循環促進による持続可能な森林づくりの推進及び建築関連産業の活性化を図ることを目的に、「第40回全国削ろう会秦野大会」を開催する。	産業振興課	令和6年11月開催	●	●	●
5	市制施行70周年新聞広告	県内全域に市制施行70周年を周知するため、新聞広告を掲載する。	広報広聴課	令和7年1月掲載	●	●	●
6	生涯を通じた木とのふれあい事業	生涯を通じて木とふれあい機会を提供するため、様々な年代で木と関わりを持てる事業（木製玩具の作成、中学校木製卒業証書の作成、婚姻祝い品の作成、敬老祝品の配付等）を実施する。	森林ふれあい課	令和7年1月～配付開始		●	●
7	ニューイヤーウォーク in 弘法山	弘法山公園で初日の出のご来光を仰ぎ、市制施行70周年の幕明けを祝うイベントを開催するもの。	スポーツ推進課	令和7年1月開催		●	●
8	広報はだの特集面	「広報はだの1月1日号」に特集面を掲載する。	広報広聴課	令和7年1月発行	●	●	●
9	令和7年秦野市消防出初式	従来の演目に加えて、姉妹都市である諏訪市消防団ラッパ隊の演奏を行う。	警防課	令和7年1月開催		●	
10	第70回秦野市駅伝競争大会	地区の部、職域の部、クラブの部に分かれ、市内の公道等をコースとした駅伝大会を開催する。	スポーツ推進課	令和7年1月開催		●	

No	事業名称	事業概要	担当課	実施時期（予定）	基本方針		
					①歴史・文化	②秦野魅力や地域資源	③秦野の未来
11	震生湖太鼓橋の架け替え	老朽化が進む震生湖太鼓橋の架替工事を実施する。	観光振興課	令和7年3月完成	●	●	
12	秦野市親子川柳大会市制施行70周年記念動画作成	令和7年度の「市制施行70周年記念第16回秦野市親子川柳大会」の作品募集に向けて、実行委員会で入賞作品を用いた動画作成を行う。	生涯学習課	令和6年度動画作成 令和7年度公開		●	●
13	市制施行70周年記念映像	本市の魅力の再発見及びブランドイメージの向上につながる記念動画を制作する。	広報広聴課	令和6年度撮影・編集 令和7年度公開		●	●
14	野外彫刻展	22年ぶりの公募展を開催する。令和6年度は、新たな野外彫刻の設置に向けたマケット（模型作品）展を開催する。	文化振興課	令和6年度マケット展 令和7年度彫刻設置	●	●	

(2) 令和7年度に実施を検討している主な事業

No	事業名称	事業概要
1	記念式典	市制施行70周年の節目を祝うセレモニーを開催するもの。
2	第30回全国報徳サミット秦野市大会	報徳仕法の検証を通して、これからのまちづくりに必要な取り組みを学ぶため、全国報徳市町村協議会に加盟する17市町村の長が一堂に会するため、開催するもの。
3	第39回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会（名水サミット）	名水百選選定自治体を対象に開催される名水サミットを誘致するもの。
4	市内の案内や昔の風景を紹介しながら歴史をふりかえる動画作成と展示【市民企画会議 提案事業】	デジタル技術を活用した、市内の案内、昔の風景の紹介などを通して、歴史を振り返るもの。
5	「(仮称)HADANOフェス」の開催【市民企画会議 提案事業】	市制施行70周年を契機とした新たな誘客イベントを生み出し、秦野産食材のPRにもつなげるため、「オクトーバーフェスト」のような屋外型飲食イベントを開催するもの。
6	市民参加による記念絵やモザイクアート等の制作【市民企画会議 提案事業】	市民参加による、水無川護岸への記念絵や記念モザイクアートなどを制作するもの。

(3) 市民アイデア事業

市制施行70周年を記念して、市民等が自ら企画立案し実施するもの。（令和6年度から募集開始予定）